

死亡連絡（退職・障害の年金用）

日本年金機構から旧国鉄の退職・障害の年金を受給していた方が死亡し、次の両方の条件に該当するときは、次の項目をメールで送信してください。送信されたメールの内容を確認し、遺族の年金を請求できるときは、遺族の年金の請求書等を送付させていただきます。

- ① 死亡した方は、昭和31年6月以前から旧国鉄職員であった。
- ② 死亡した方の配偶者及び子などで、死亡当時、死亡した方により生計を維持されていた方がいる。

メールアドレス：renraku@jrkyosai.or.jp

標題：退職・障害の年金者の死亡連絡

本文：（次の項目について記載してください。）

<死亡した方について>

- ・氏名（フリガナ）
- ・生年月日
- ・基礎年金番号又は年金証書記号番号
- ・死亡した日

<配偶者又は子について>

- ・氏名（フリガナ）
- ・生年月日
- ・死亡した方との続柄
- ・子について障害の状態にあるときはその旨

<手続きされる方について>

- ・氏名（フリガナ）
- ・死亡した方との続柄
- ・郵便番号
- ・住所（フリガナ）
- ・電話番号
- ・メールアドレス

<その他>

- ・配偶者が事実上婚姻関係にあった場合はその旨
- ・死亡した方と配偶者又は子の住民票上の住所が異なるときはその旨